

貿易関係貿易外取引等に関する省令  
平成10年 3月 4日通商産業省令第8号

改正：令和 2年 4月30日経済産業省令第43号（輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p style="text-align: center;">（特別の許可の申請手続）</p> <p><b>第七条</b> 経済産業大臣は、必要があるときは、<b>居住者又は非居住者が法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続</b>について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。</p> <p>◆追加◆ ◆追加◆ ◆追加◆</p>	<p style="text-align: center;">（特別の許可の申請手続等）</p> <p><b>第七条</b> 経済産業大臣は、必要があるときは、<b>次の各号に掲げる手続</b>について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。</p> <p>一 <b>法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続</b></p> <p>二 <b>第一条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続</b></p> <p>三 <b>第二条の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続</b></p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第43号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・三〇経産令四三）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第43号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*